

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 8 月12日

**【発行者名】** GLP投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 三木 真人

**【本店の所在の場所】** 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

**【事務連絡者氏名】** GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社  
財務管理本部長 辰巳 洋治

**【電話番号】** 03-3289-9630 (代表)

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】**  
GLP投資法人

**【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】**

形態：投資証券

発行価額の総額：一般募集 12,115,583,808円

売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,254,353,058円

(注1) 発行価額の総額は、平成26年 8 月 1 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、平成26年 8 月 1 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

**安定操作に関する事項**

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

**【縦覧に供する場所】**

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月11日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、ロックアップに関する事項を変更するとともに、平成26年8月12日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

3 ロックアップについて

第二部 参照情報

第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_ 罫で示してあります。

### 第一部【証券情報】

#### 第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 ロックアップについて

<訂正前>

① 国内一般募集及び海外募集に関連して、指定先に、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

（後略）

<訂正後>

① 国内一般募集及び海外募集に関連して、指定先は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

（後略）

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金商法」といいます。）第27条において準用する金商法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

<訂正前>

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第4期（自平成25年9月1日至平成26年2月28日）平成26年5月26日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年8月11日）までに、金商法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成26年8月11日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に、本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年7月9日に関東財務局長に提出

<訂正後>

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第4期（自平成25年9月1日至平成26年2月28日）平成26年5月26日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成26年8月11日）までに、金商法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成26年8月11日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に、本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年7月9日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年8月12日に関東財務局長に提出